

## 1. 身体障害者手帳 (身)

身体に障がいのある方に交付します。障がいの程度により手帳には1級～6級までの区分があります。各種制度・サービスを利用する際に必要となります。

※制度・サービスによっては手帳が必要でない場合もあります。

### 【対象者】

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫）に障がいのある方

## 2. 療育手帳 (療)

知的障がいのある方に交付します。障がいの程度により、手帳にはA、A、B、Cの区分があります。各種制度・サービスを利用する際に必要となります。

※制度・サービスによっては手帳が必要でない場合もあります。

### 【対象者】

知的障がいのある方

## 3. 精神障害者保健福祉手帳 (精)

一定の精神障がいの状態にあることを証明することにより、各方面からの支援を受けやすくするために交付するものです。手帳には1級～3級の区分があります。各種制度・サービスを利用する際に必要となります。

※制度・サービスによっては手帳が必要でない場合もあります。

### 【対象者】

精神の障がいのため、日常生活や社会生活に制約がある方

## II 医療費の助成

### 1. 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） 身 療 精

都道府県の指定を受けた指定医療機関で、心身の障がいの除去・軽減を図るために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行います。医療費の原則1割が自己負担となります。

※所得に応じて月額自己負担上限額を設けてあります。所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

#### ① 更生医療の対象者

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。

#### ② 育成医療の対象者

18歳未満の身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。

※更生医療と異なり、身体障害者手帳をお持ちでない方も対象となります。

#### ③ 精神通院医療の対象者

通院による治療を継続的に必要とする程度の精神疾患（てんかんを含む）のある方

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方も対象となります。

#### 【お問い合わせ先】

龍ヶ崎市社会福祉課／Tel 64-1111

### 2. 医療福祉制度（マル福・重度心身障害者等医療費助成制度） 身 療 精

保険給付に伴う医療費の自己負担分を助成する制度です。病院等で診療を受けた場合に、医療費の自己負担が助成されます。

#### 【対象者】

以下のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級または2級の方
- ②身体障害者手帳3級の内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫）の方
- ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方（療育手帳B）
- ④知能指数が35以下の方（療育手帳A、A）
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑥障害年金1級を受給している方
- ⑦特別児童扶養手当1級の対象の方

※所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

65歳以上75歳未満は後期高齢者医療制度に加入している方に限ります。

#### 【お問い合わせ先】

龍ヶ崎市保険年金課／Tel 64-1111

#### 1. 特別障害者手当 身療精

著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当を支給します。

##### 【手当額】

月額27,300円

##### 【対象者】

障害基礎年金1級程度の障害が重複する場合等で所得要件を満たす方

(障がい要件の審査により認められた場合に支給されます。)

#### 2. 障害児福祉手当 身療精

著しく重度の障がいがあり、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方(お子さん)に支給します。

##### 【手当額】

月額14,850円

##### 【対象者】

身体障害者手帳1級程度または療育手帳(A)程度の方で所得要件を満たす方

(障がい要件の審査により認められた場合に支給されます。)

#### 3. 特別児童扶養手当 身療精

心身に障がいのある在宅の20歳未満のお子さんを養育している保護者に支給します。

##### 【手当額】

1級／月額52,400円

2級／月額34,900円

##### 【対象者】

次のいずれかの障がいのある20歳未満のお子さんを養育している保護者で所得要件を満たす方

①身体障害者手帳のおおむね1級～3級程度の障がい(内部障がいは例外有り)の方

②療育手帳の総合判定が(A)、A、B程度の障がいまたは同程度の精神障がいの方

(障がい要件の審査により認められた場合に支給されます。)

#### 4. 在宅心身障がい児福祉手当 (身) (療) (精)

心身に障がいのある在宅の20歳未満のお子さんを養育している保護者に支給します。

##### 【手当額】

月額3,000円

##### 【対象者】

次に該当する20歳未満のお子さんを養育している保護者

- ①身体障害者手帳のおおむね1級～3級（一部4級）程度の障がいの方
- ②療育手帳の総合判定がA、A、B程度の障がいまたは同程度の精神障がいの方
- ③特別児童扶養手当の1級または2級に該当している障がいの方

#### 5. 心身障害者扶養共済制度 (身) (療) (精)

心身に障がいのある方の保護者が一定額の掛金を拠出し、当該保護者に万一のことがあった際に、心身に障がいのある方に終身年金を支給する制度です。

##### 【対象者】

次に該当する方の保護者で65歳未満の方

- ①療育手帳をお持ちの方
- ②身体障害者手帳1級～3級程度の方
- ③心身に上記①②と同程度の永続的な障がいのある方

#### 6. 難病患者福祉見舞金 (難)

難病患者で、保健所から下記の受給者証を交付されている本人またはその保護者に支給します。なお、見舞金の支給申請は毎年度必要です。

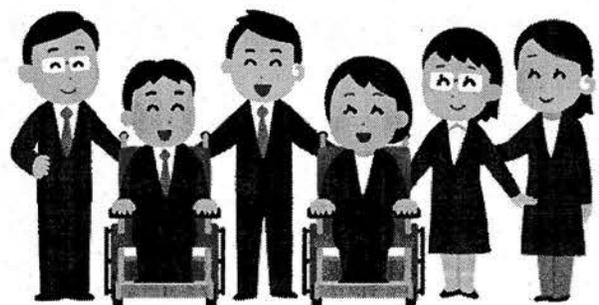
##### 【見舞金額】

年額20,000円

##### 【対象者】

保健所から次の受給者証の交付を受けている方

- ①指定難病特定医療費受給者証
- ②一般特定疾患医療受給者証
- ③先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
- ④小児慢性特定疾病医療受給者証



## IV 年金、税の減免、各種割引制度

### 1. 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）

身 療 精 難

#### ① 障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診断を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にある方。初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、または初診日においては65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

#### ② 障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

##### 【お問い合わせ先】

障害基礎年金／龍ヶ崎市保険年金課／Tel 64-1111

障害厚生年金／土浦年金事務所／Tel 029-825-1170

### 2. 特別障害給付金制度

身 療 精 難

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象だった被用者（厚生年金、共済組合の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障がいの原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診断を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいの状態にある方に特別障害給付金が支給されます。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。また、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる方は対象になりません。

##### 【お問い合わせ先】

土浦年金事務所／Tel 029-825-1170

##### 【請求書の受付】

龍ヶ崎市保険年金課／Tel 64-1111

### 3. 税の減免等

身 療 精

5

#### ① 所得税・住民税の障害者控除、利子等の非課税

納税者自身または控除対象配偶者若しくは扶養親族が、所得税法上の障がい者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。また、預貯金や国債などの利子等についても、非課税制度（障がい者等のマル優、障がい者等の特別マル優）があります。

#### ② 相続税の控除

相続人が85歳未満で障がい者の場合は、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

##### 【お問い合わせ先】

所得税、利子等の非課税・相続税の控除／竜ヶ崎税務署／Tel 66-1303

住民税／龍ヶ崎市税務課／Tel 64-1111

#### ③ 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

身 療 精

心身に障がいのある方が使用する自動車、もしくは障がい者と生計を同一にする方が、障がいのある方のために使用する自動車、または常時介護する方が使用する自動車は一定の要件を満たす場合に、自動車税種別割・自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

※対象となる車両は対象者1人につき1台となります。

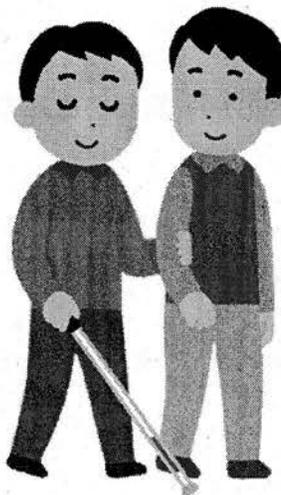
##### 【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす方

##### 【お問い合わせ先】

自動車税種別割・自動車税（環境性能割）／土浦県税事務所／Tel 029-822-7208

軽自動車税（環境性能割）／龍ヶ崎市税務課／Tel 64-1111



## V 公共交通機関等の割引

### 1. 鉄道・バス・航空運賃の割引 ①身 ②療 ③精

身体に障がいのある方、知的障がいのある方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方および介護者が、鉄道やバス、航空機などを利用する際の運賃が割引されます。ただし、手帳（障がい）の内容によって割引を受けることができない場合があります。

#### 【お問い合わせ先】

駅やバス会社、航空会社の窓口にご直接お問い合わせください。

### 2. 有料道路通行料金の割引 ①身 ②療

身体に障がいのある方が自動車を自ら運転する場合、または重度の障がいのある方が乗車する自動車を介護者が運転する場合、有料道路の料金が半額になります。社会福祉課の窓口で身体障害者手帳、療育手帳に自動車登録番号等の記載を受ける必要があります。ETC（自動料金収受システム）での登録も可能です。

#### 【対象者】

次のいずれかに該当する方

- ①身体に障がいのある方が自ら運転する場合
- ②重度の身体障がい者が乗車する自動車を介護者が運転する場合
- ③療育手帳A以上の方が乗車する自動車を介護者が運転する場合

#### 【お問い合わせ先】

龍ヶ崎市社会福祉課／Tel 64-1111

### 3. タクシー料金の割引 ①身 ②療

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方が、県内においてタクシーを利用する際、割引が受けられます。

#### 【お問い合わせ先】

茨城県ハイヤー・タクシー協会／Tel 029-297-7131

### 4. タクシー券の交付 ①身 ②療 ③精

身体・知的・精神に障がいのある方がタクシーを利用する際の料金の一部を補助します。

#### 【対象者】

- ①身体障害者手帳1級、2級の方
- ②療育手帳A、Aの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方

※ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている方を除きます。

#### 【お問い合わせ先】

龍ヶ崎市社会福祉課／Tel 64-1111

## 5. 龍ヶ崎市乗合タクシー料金の割引 (身) (療) (精)

龍ヶ崎市民を対象としたサービスで、運行は(1)自宅から目的地まで、(2)目的地から自宅まで、(3)目的地から目的地までの3系統です。一つの便に複数の利用者がある場合は、乗り合いでの利用となります。ご利用には事前登録(無料)が必要です。

◆目的地 龍ヶ崎市役所、関東鉄道竜ヶ崎駅、龍ヶ崎済生会病院、総合福祉センター、龍ヶ崎市文化会館、市民窓口ステーション(ショッピングセンターサプラ内)、さんさん館

### 【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、その介護者

### 【お問い合わせ先】

龍ヶ崎市都市計画課/TEL 64-1111

## 6. NHK受信料の減免 (身) (療) (精)

一定の要件を満たす場合、NHKの受信料が減免されます。社会福祉課の窓口で申請書に証明を受ける必要があります。

### 【対象者】

#### ◆全額免除

障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が住民税非課税の場合

#### ◆半額免除

世帯主が次の障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合

(視覚・聴覚障がい身体障害者手帳所持、身体障害者手帳1～2級、療育手帳(A)、A、精神障害者保健福祉手帳1級)

### 【お問い合わせ先】

NHKふれあいセンター/TEL 0570-077-077

## 7. NTTの無料番号案内 (身) (療) (精)

電話帳利用が困難な障がいのある方の電話案内料が無料になります。ご利用には、事前登録が必要です。

### 【対象者】

- ①視覚・聴覚・音声機能・言語機能又はそしゃく機能障がい身体障害者手帳をお持ちの方
- ②上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす方

### 【お問い合わせ先】

NTT/TEL 0120-104-174

## 8. 携帯電話使用料金の割引 (身) (療) (精) (難)

身体、療育、精神手帳をお持ちの方、難病受給者証をお持ちの方は、携帯電話使用料金の割引を受けることができます。割引の内容および申込手続きについては、各携帯電話事業者ごとに異なります。

### 【お問い合わせ先】

対象者および割引内容等については、各事業者へ直接お問い合わせください。

## 1. 障害福祉サービス **身療精難**

在宅で訪問や通所により利用するサービスと、入所施設で利用するサービスがあります。さらに、入所施設でのサービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしへと転換するための、「居住支援」と「日中活動」に分けられます。サービスを受けるためには、どのくらいのサービス量が必要かを決定する障害支援区分の認定を受ける必要があります。

### ① 訪問系サービス（在宅で訪問を受けて利用するサービスです）

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難があつて、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。
訓練等給付	自立生活援助	入所施設等から在宅に移行した単身で生活する障がい者に対して、一定の期間、自立した生活を営むために必要な訪問や相談などの援助を行うサービスです。
	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて一般企業等に雇用された障がい者に対して、一定の期間、就労の継続を図るために、雇用主や障がい福祉事業者等との連絡調整を行うサービスです。

### ② 日中活動系サービス（施設で昼間の活動を支援するサービスです）

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

	短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のための訓練を行うサービスです。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動など、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
障害児 通所給付	児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅に訪問して児童発達支援を行うサービスです。

### ③ 居住支援系サービス(入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います)

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	施設入所支援	主として夜間や休日、施設に入所する障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

## 2. 補装具費の支給 **身 難**

身体障害者手帳をお持ちの方で、判定の結果補装具が必要と認められた方に、日常生活を容易にするための補装具の購入等にかかる給付(自己負担:原則として1割)を行います。

【視覚障がい】 盲人用安全杖、義眼、眼鏡

【聴覚障がい】 補聴器

【肢体不自由】 義手、義足、座位保持装具、車いす、歩行器、歩行補助杖 等

【重度両上下肢及び音声言語機能障害】 重度障害者用音声伝達装置

# 【障害福祉サービスの支給・利用までの流れ】

## 障害福祉サービスの支給申請

市の担当窓口障害福祉サービス利用の申請をします。

## 「サービス等利用計画案」の作成を依頼

「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」をお渡しします。

## 事業者作成かセルフ作成を選択

「サービス等利用計画案」の作成は、県の指定を受けた相談支援事業者のほかに、申請者が自分で作成することもできます。事業者による作成を依頼する場合は、近隣の事業者をご紹介しますので、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」をお手元にご用意いただき、まずはお電話で事業者にお問い合わせください。

## 障害支援区分認定調査

## 障害認定審査会

## 障害支援区分認定通知

※市職員（認定調査員）がご自宅等に訪問して、心身の状況等について確認をします。  
 ※障害認定審査会で、障害支援区分の審査・判定を行います。  
 ※決定した障害支援区分を郵送でお知らせいたします。  
 事業者による「サービス等利用計画案」の作成を依頼した場合は、事業者による決定した障害支援区分をお知らせください。

## サービス等利用計画案の作成・提出

事業者による「サービス等利用計画案」の作成を依頼した場合は、事業者（相談支援専門員）がご本人・ご家族と面会し、ご希望などをお伺いして計画案を作成し、申請者にお渡しします。  
 ※作成した計画案を市の担当係に提出してください。  
 ※事業者による作成を依頼した場合は次の書類も併せて提出してください。  
 ・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書  
 ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

## 支給決定・受給者証の交付

提出された計画案を勘案して、サービスの支給決定をします。

## サービス等利用計画の作成

支給決定の内容により、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成します。（事業者による作成を依頼した場合は、事業者が作成します。）

## サービス事業所の紹介、連絡調整

支給決定内容に基づき、サービス事業所と契約します。ご本人等が障がいによりサービス事業所との連絡が難しい場合は、事業者が連絡調整等の支援をします。

## サービスの利用開始

相談支援事業者が、サービス事業所を紹介したり、契約に際してご本人の希望を伝えます。また、モニタリングを通じて、サービスの利用状況などをサービス事業所にお聞きしたり意見を求めるなどして計画の見直しなどに役立ちます。

## モニタリングの実施

※事業者による計画作成を依頼した場合のみ

事業者による計画の作成を依頼した場合は、事業者がサービスの種類や量などが適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じて、サービスの見直しなどを行います。

### 3. 地域生活支援事業 **身療精難**

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じてさまざまな事業を実施しています。

サービス名称	内 容
相談支援事業	障がいのある方またはその家族の様々な相談に応じます。また、必要な情報提供や福祉サービスの利用支援等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある方の権利擁護のため、申立人がいない場合や申立手続きや費用に関する支援を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい等のため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
日常生活用具費給付事業	障がいのある方の在宅での生活をより円滑にするために、日常生活に必要な機器などの購入や修理費用を給付するサービスです。（ストマ用装具、特殊寝台、スロープ、手すり等）
移動支援事業	屋外での移動が困難な方に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動など、地域での多様な活動の場を提供するサービスです。
居室確保事業	障がいのある方に入所施設における宿泊体験の機会を提供するとともに、緊急時の受入れ体制を確保するためのサービスです。
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅の身体障がい者の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。
通所入浴等サービス	自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、通所による入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な方に対し、日中における活動の場を確保し、介護家族の就労や一時的な休息が取れるよう支援します。
自動車運転免許取得費用・改造費用助成事業	身体障がい者に対し、就職等の社会参加のために自動車運転免許の取得または自動車の改造を行う場合に、その費用の一部を助成します。
就職支度金給付事業	就労移行支援や就労継続支援を利用した方、あるいは身体障害者更生援護施設に入所又は通所する身体障がい者が訓練を終了して、就職等により自立する場合に支度金を支給します。
重度訪問介護利用者の大学等修学支援事業	重度の身体障がい者が、大学等への通学及び就学にあたって必要な身体介護等の支援（ホームヘルパー等の派遣）を支給します。

## VII その他の生活支援サービス

### 1. 本市で実施している事業 【お問い合わせ先】 龍ヶ崎市社会福祉課／Tel 64-1111

#### ① さわやか理髪推進事業

身

理容師が自宅に訪問し、整髪及び顔そり等の出張理容サービスを行います。

##### 【対象者】

外出が困難で身体に重度の障がいのある方

#### ② 家庭ごみのおはようSUN訪問収集

身 療 精 難

自宅から集積所へごみの搬出が困難な方に対し、市職員が直接訪問しごみ収集を行います。

##### 【対象者】

日常生活に介助または介護を必要とするひとり暮らしの障がい者世帯、あるいは高齢者および障がい者等で構成されている世帯

#### ③ 福祉電話の貸与

身

社会とのコミュニケーションや緊急時の連絡手段を確保するため福祉電話を貸与します。

##### 【対象者】

電話（携帯電話等含む）をお持ちでない市民税非課税世帯の外出困難な身体に重度の障がいのある方（おおむね障がい等級1級、2級程度）

#### ④ いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身 療 精 難

所定の障がい者、介護保険の要介護認定で要介護1以上である高齢者、難病患者及び妊産婦の方などが、ショッピングセンターや公共施設にある身障者等用駐車場を利用しやすくするため、利用証を発行しています。

#### ⑤ 救急医療情報安心キット配付事業

身 療 精

救急時に必要な情報をあらかじめ自宅に保管しておくための安心キットを配付します。

##### 【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、かつ障がいの程度が重度の方

#### ⑥ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

身

事故や急病等の緊急時に簡便に消防署へ通報できる緊急通報装置を貸与します。

##### 【対象者】

ひとり暮らしで外出困難な身体に重度の障がいのある方

#### ⑦ 図書等郵送サービス

身

図書館にくることができない方に、図書等の貸出しを行います。

【お問い合わせ先】 龍ヶ崎市中央図書館／Tel 64-2202

## 2. その他の機関で実施している事業

### 【お問い合わせ先】

- ①から④の事業 龍ヶ崎市社会福祉協議会／Tel 6 2 - 5 1 7 6  
⑤及び⑥の事業 茨城県保健福祉部障害福祉課／Tel 0 2 9 - 3 0 1 - 3 3 6 8  
⑦の事業 竜ヶ崎警察署／Tel 6 2 - 0 1 1 0

### ① 点字・声の広報 ①身

目の不自由な方に、点訳広報紙や音訳広報（CD）を製作・郵送し、情報提供サービスを行います。

### ② 障がい者自立化支援事業 ①身 ①療 ①精

障がいがあるため、就労が困難な方の意欲と障がいの状態に応じて、社会参加と自立化を支援するための実習と就労の場を提供します。

### ③ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） ①療 ①精

知的または精神に障がいのある方で、判断能力が不十分、また親族などの援助が得られないという方に、福祉サービスの利用手続きの援助、日常生活の金銭管理の援助および書類の預かりサービスなどを行い、在宅での日常生活を支援します。

### ④ 生活福祉資金の貸付 ①身 ①療 ①精 ①難

低所得者、障がい者または高齢者の属する世帯に対し、経済的な自立や安定した生活を送れるように資金の貸付けを行っています。貸付けには、対象となる世帯について、いくつかの条件があります。

### ⑤ 身体障害者補助犬の給付 ①身

重度の障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、一定の条件をもとに、身体障害者補助犬を給付します。

### ⑥ ストマ用装具（蓄弁袋・蓄尿袋）の支給 ①身

オストメイト対策事業として、ストマ用装具購入の助成を行っています。

### ⑦ 駐車禁止除外指定車標章の交付 ①身 ①療 ①精

道路標識等により駐車を禁止されている道路で、その駐車禁止の適用を除外するための申請ができます。

※対象となる障がいの範囲に制限があります。

# Ⅶ 災害時の備え、平常時の見守りについて

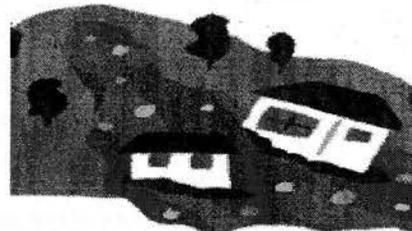
## 1. 災害時避難行動要支援者避難支援プラン

身 療 精 難

龍ヶ崎市では平成23年度より、高齢者や障がいのある方を災害から守るため地域における災害対策に取り組んでいます

### ■災害時避難行動要支援者避難支援プランとは

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、住民自治組織、自主防災組織、民生委員児童委員、近所の方など地域が連携して支援をしていく制度です。



### ■災害時避難行動要支援者とは

災害時避難行動要支援者とは、災害が発生した場合に、自らを守るための適切な行動が困難で何らかの助けを要する次の方が対象となります。

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 65歳以上のひとり暮らしの方            |
| ② 要介護3以上の方                  |
| ③ 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方   |
| ④ 療育手帳（A・A）の交付を受けている方       |
| ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 |
| ⑥ 前各号に準ずる方で希望される方           |

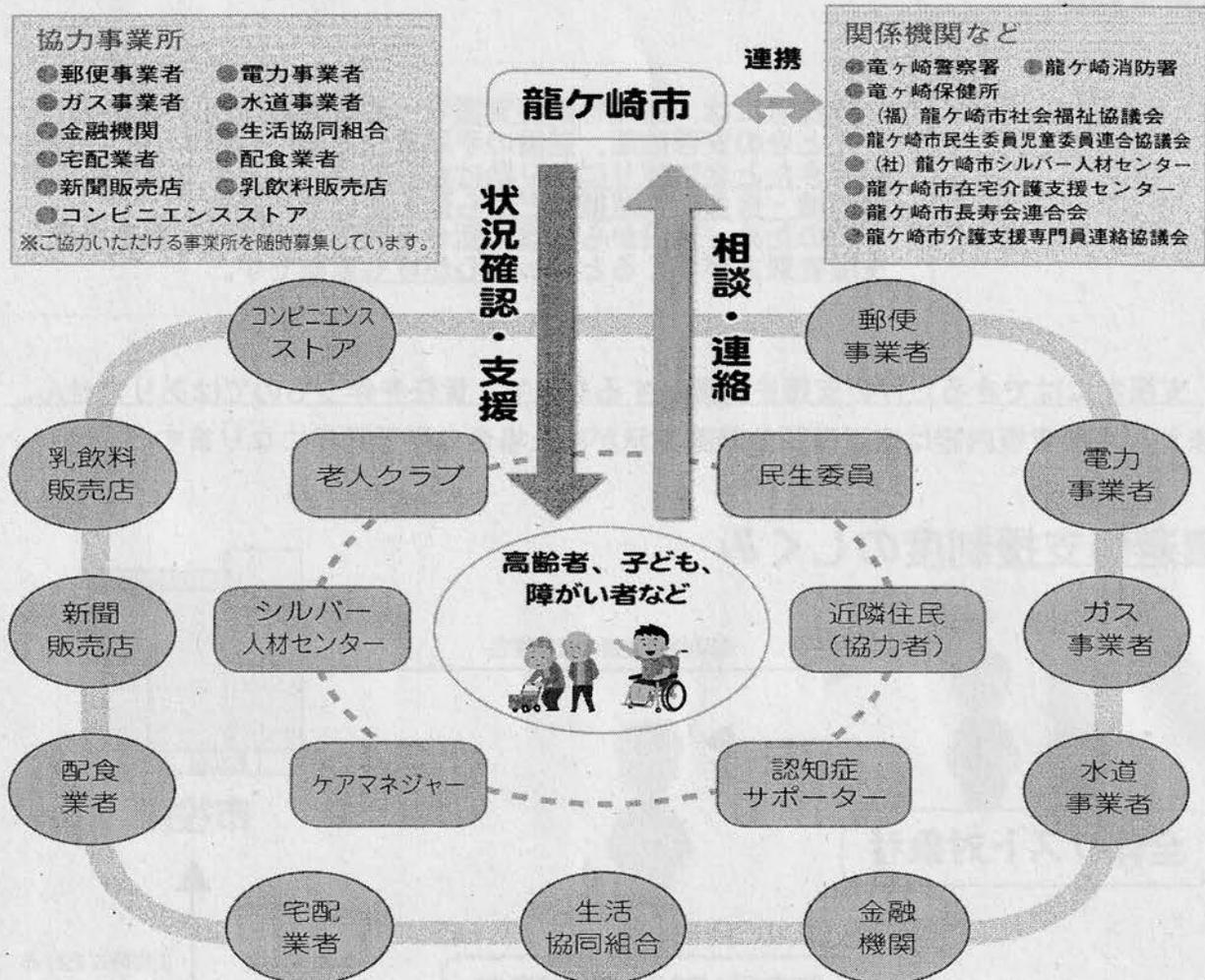
### ■災害時に援護者の支援を受けるためには

- ① 災害時に支援を受けるには、事前に「災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画登録調査書兼登録申請書」を提出してください。
- ② 支援のために必要な個人情報を、住民自治組織・自主防災組織・民生委員児童委員・地域の支援者等に対して提供することに同意できる方が対象となります。

## 2. 見守りネットワーク事業（あんしん絆ネットワーク） **身 療 精 難**

龍ヶ崎市では、地域の皆さんの協力をいただき「あんしん絆ネットワーク」をつくっています。これは、日常生活や仕事の中で、さりげなく地域の高齢者や子ども、障がい者などに接し、見守っていただくことで、要援護者の方々が安心して生活し続けることのできる地域づくりを目指すものです。皆さんの周りの要援護者に「ちょっと気がかりなこと」があったら、市役所にご連絡ください。必要なサービスや支援につなげます。

龍ヶ崎市見守りネットワーク（イメージ図）



### ～協力者・協力事業所を募集しています～

- ◆見守りネットワークに参加していただける協力者（団体および個人）や協力事業所を募集しています
- ◆協力者には協力員証，協力事業所には見守りステッカーを交付します
- ◆参加を希望される方は「登録申請書」を提出し，協力者・協力事業所の登録をお願いします

# X 相談窓口および関係機関

---

## 1. 公共職業安定所（ハローワーク）

専任のワーカーが、障がい者を対象とした職業訓練や職業紹介を行います。また、年1～2回程度、障がい者を対象とした就職面接会などを行います。

### 【お問い合わせ先】

ハローワーク龍ヶ崎／Tel 60-2727

## 2. 茨城障害者職業センター

就職を希望する障がいのある方に対して、ハローワーク等の関係機関との連携のもと相談に応じます。

### 【お問い合わせ先】

Tel 0296-77-7373（笠間市）

## 3. 障害者就業・生活支援センター

求職活動や職業定着等で支援を必要とする障がいのある方や、障害者雇用に関して課題等を抱えている企業等からの相談に応じます。

### 【お問い合わせ先】

障害者就業・生活支援センターかすみ／Tel 029-827-1104（土浦市）

## 4. 障害者なんでも相談室

障がいのある方、その家族の方および福祉施設の関係者などから日常生活における相談や権利擁護、財産管理などの相談に経験豊かな相談員がお答えします。

### 【お問い合わせ先】

Tel 029-244-9588（水戸市）

## 5. 身体の不自由な方々のための結婚相談

身体に障がいのある方の、結婚に関する各種相談に応じます。

### 【お問い合わせ先】

一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会／Tel 029-243-7010（水戸市）

## 6. 茨城県難病相談支援センター

難病に悩む方々からの相談に応じます。

### 【お問い合わせ先】

TEL 029-840-2838 (阿見町・茨城県立医療大学内)

## 7. 口腔センター

障がい者（児）の歯科治療を行います。

### 【お問い合わせ先】

口腔センター土浦 / TEL 029-822-3835 (土浦市)

## 8. 福祉相談センター

身体または知的障がいのある方、及びその家族などの関係者からの様々な相談に対し、医師・理学療法士・看護師・身体障害者福祉司などの専門スタッフが対応して、必要な助言や技術的援助、または情報提供を行います。

### 【お問い合わせ先】

TEL 029-221-0800 (水戸市)

## 9. 児童相談所

18歳未満の方について、療育手帳や施設入所、その他全般的な相談を行います。

### 【お問い合わせ先】

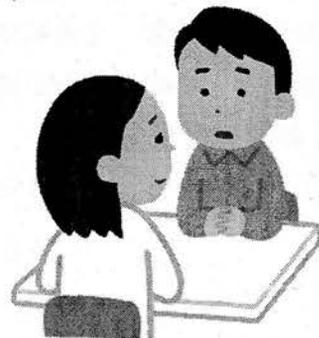
土浦児童相談所 / TEL 029-821-4595 (土浦市)

## 10. 保健所

地域住民の健康の保持・増進等のための各種事業を実施します。

### 【お問い合わせ先】

竜ヶ崎保健所 / TEL 62-2161 (龍ヶ崎市)



## 1 1. 精神保健福祉センター

精神保健相談や診療を行います。不登校、摂食障害などの思春期相談のほかアルコール依存症や薬物依存症に関する相談も受け付けています。また、精神障害者保健福祉手帳の交付および自立支援医療（精神通院）の受給者証の認定も行っています。

### 【お問い合わせ先】

TEL 029-243-2870（水戸市）

## 1 2. ひきこもり相談支援センター

社会福祉士、精神保健福祉士の専門コーディネーターがひきこもりについての相談に応じます。

### 【お問い合わせ先】

TEL 0296-48-6631（筑西市）

## 1 3. 発達障害者支援センター COLORS つくば

自閉症やアスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいのあ  
る方やそのご家族への相談支援を行います。

### 【お問い合わせ先】

TEL 029-875-3485（つくば市）

## 1 4. 茨城県母子保健センター

子育て中の不安や悩み、お子さんの心身面や発達障がいに関する相談に応じます。

### 【お問い合わせ先】

TEL 029-221-1553（水戸市）

## 1 5. 茨城県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害（交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情などの脳の機能が損なわれる障がい）に関する相談に応じます。

### 【お問い合わせ先】

TEL 029-887-2605（阿見町・茨城県立医療大学内）

## 16. 県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の養成・派遣や字幕入りビデオの製作や字幕・手話入りビデオテープの貸出しを行うほか、聴覚障がい者のいろいろな相談に応じます。

【お問い合わせ先】 TEL029-248-0029（水戸市）

## 17. 県立視覚障害者福祉センター・点字図書館

視覚障がい者のための各種相談、点字・録音図書の貸し出しをはじめ、点訳奉仕員、朗読奉仕員などボランティアの養成を行います。

【お問い合わせ先】

TEL029-221-0098（水戸市）

## 18. 茨城県障害者権利擁護センター

障がい者に対する虐待を防止するために、通報や相談を受け付けます。また、各市町村の障がい者虐待防止センターの紹介を行います。

【お問い合わせ先】

TEL029-353-8663（水戸市）

## 19. 法テラス茨城

法的問題の相談に応じます。

【お問い合わせ先】

TEL050-3383-5390（水戸市）

## 20. 成年後見センター

センターに登録した司法書士が、障がい等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して契約や財産分割などの法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをします。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートセンター茨城支部／

TEL029-302-3166

